

利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案														
(設置) 第1条 この条例は、町民の生涯学習活動を支援し、もって町民の教養の向上、健康の増進を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号_____）第244条の2第1項の規定に基づき、利根町生涯学習施設（以下「生涯学習施設」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 生涯学習施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>利根町生涯学習センター</td><td>利根町大字中谷967番地</td></tr><tr><td>利根町文化センター</td><td>利根町大字下曾根187番地</td></tr></table> 第3条 (略) (職員) 第4条 生涯学習施設に、所長その他必要な職員を置く_____。 第5条及び第6条 (略)	名称	位置	利根町生涯学習センター	利根町大字中谷967番地	利根町文化センター	利根町大字下曾根187番地	(設置) 第1条 この条例は、町民の生涯学習活動を支援し、もって町民の教養の向上、健康の増進を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>）第244条の2第1項の規定に基づき、利根町生涯学習施設（以下「生涯学習施設」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 生涯学習施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>利根町生涯学習センター</td><td>利根町大字中谷967番地</td></tr><tr><td>利根町文化センター</td><td>利根町大字下曾根187番地</td></tr><tr><td><u>布川地区コミュニティセンター</u></td><td><u>利根町大字布川2958番地1</u></td></tr></table> 第3条 (略) (職員) 第4条 生涯学習施設に、所長その他必要な職員を<u>置くことができ</u>る。 第5条及び第6条 (略)	名称	位置	利根町生涯学習センター	利根町大字中谷967番地	利根町文化センター	利根町大字下曾根187番地	<u>布川地区コミュニティセンター</u>	<u>利根町大字布川2958番地1</u>
名称	位置														
利根町生涯学習センター	利根町大字中谷967番地														
利根町文化センター	利根町大字下曾根187番地														
名称	位置														
利根町生涯学習センター	利根町大字中谷967番地														
利根町文化センター	利根町大字下曾根187番地														
<u>布川地区コミュニティセンター</u>	<u>利根町大字布川2958番地1</u>														

(使用料)

第7条 使用者

_____は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

第8条及び第9条 (略)

(権利譲渡等の禁止)

第10条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第7条 第5条第1項の規定による施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

第8条及び第9条 (略)

(権利譲渡等の禁止)

第10条 _____使用者_____は、使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

第11条及び第12条 (略)

(指定管理者による管理)

第13条 生涯学習施設の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりに生涯学習施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条、第6条及び第8条各号列記部分以外までの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により生涯学習施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が生涯学習施設の管理を行うこととされた期間の前にされた第5条第1項（前項の規定により読み替えて適用されている場合を含む。）の規定による使用の申請は、当該指定管理者にされた使用の申請とみなす。

4 第1項の規定により生涯学習施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が生涯学習施設の管理を行うこととされた期間の前にされた第5条第1項（第2項の規定により読み替えて適用されている場合を含む。）の規定による使用の許可は、当該指定管理者にされた使用の許可とみなす。

（指定管理者が行う業務）

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 生涯学習施設の使用の許可に関すること。
- (2) 生涯学習施設の使用料の徴収に関すること。
- (3) 生涯学習施設の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務。

2 町長は、指定管理者に生涯学習施設の使用料を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第15条 第13条第1項の規定による指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 生涯学習施設の管理運営に関する事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか規則で定める書類

（指定管理者の指定等）

第16条 町長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げ

る基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者の指定をするものとする。

(1) 事業計画書等による生涯学習施設の運営が住民の平等利用を確保することができること。

(2) 事業計画書等の内容が生涯学習施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書等に沿った生涯学習施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。

2 町長は、前項の規定により指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定は、第19条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて生涯学習施設の管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合に準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は第19条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その満了した日又は取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を町長に提出しなければならない。

(1) 生涯学習施設の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 生涯学習施設の使用料の収入の実績

(3) 生涯学習施設の管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による生涯学習施設の運営の実態を把握するために必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第18条 町長は、生涯学習施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の指定の取消等)

第19条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による生涯学習施設の管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持の義務)

第20条 指定管理者又は生涯学習施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、利根町個人情報保護

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、及び第11条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を停止_____
_____されたときは、直ちに当該施設等を原状に_____
復さなければならない。

2 使用者_____が前__項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会が使用者_____に代わってこれを行い、その費用は使用者_____が負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者_____は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に復し、又は教育委員会が相当と認

条例（平成14年利根町条例第11号）第11条の規定を遵守し、個人情報
情報が保護されるよう必要な措置を講ずるとともに、生涯学習施
設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため
に利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管
理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従
事者の職を退いた後においても、同様とする。

(原状回復の義務)

第21条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は_____
_____使用を停止し、若しくは使
用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復
しなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第19条第
1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理
の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理
しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。

3 使用者又は指定管理者が前2項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会が使用者又は指定管理者に代わってこれを行い、その費用は使用者又は指定管理者が負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第22条 使用者及び指定管理者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に復し、又は教育委員会が相当と認

める額を賠償しなければならない。

(生涯学習施設運営協議会)

第15条及び第16条 (略)

別表 (第7条関係)

- 1 利根町生涯学習センター使用料 (略)
- 2 利根町文化センター使用料 (略)

備考

- 1 使用時間がその区分の全時間に満たない場合でも、その区分の使用料を徴収する。
- 2 町外者 及び町外者の割合が5割を超える団

める額を賠償しなければならない。

(生涯学習施設運営協議会)

第23条及び第24条 (略)

別表 (第7条関係)

- 1 利根町生涯学習センター使用料 (略)
- 2 利根町文化センター使用料 (略)

3 布川地区コミュニティセンター

<u>施設区分</u>	<u>使用時間及び使用料金</u>		
<u>室名</u>	<u>9時～12時</u>	<u>13時～17時</u>	<u>17時～21時</u>
<u>和室(大)</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,320円</u>	<u>1,650円</u>
<u>和室(小)</u>	<u>550円</u>	<u>880円</u>	<u>1,100円</u>
<u>会議室</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,320円</u>	<u>1,650円</u>
<u>研修室</u>	<u>550円</u>	<u>880円</u>	<u>1,100円</u>
<u>工作室</u>	<u>550円</u>	<u>880円</u>	<u>1,100円</u>
<u>多目的ホール</u>	<u>2,200円</u>	<u>2,640円</u>	<u>3,300円</u>

備考

- 1 使用時間がその区分の全時間に満たない場合でも、その区分の使用料を徴収する。
- 2 町外者 (龍ヶ崎市民を除く。) 及び町外者の割合が5割を超える団

体の使用料は5割増しの額とする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の3倍の額とする。

- (1) 営利目的として物品の展示，宣伝及び販売に使用する場合
- (2) 営利目的として入場料，会費若しくは受講料等を徴収する場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が営利目的と認めた場合

4 冷暖房を使用する場合の使用料は，使用料（割増しを受けている場合は割増し後の使用料，減額を受けている場合は減額後の使用料）の5割増しの額とする。

5 使用料には，消費税及び地方消費税を含むものとする。

体の使用料は5割増しの額とする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は，使用料の3倍の額とする。

- (1) 営利目的として物品の展示，宣伝及び販売に使用する場合
- (2) 営利目的として入場料，会費若しくは受講料等を徴収する場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が営利目的と認めた場合

4 冷暖房を使用する場合の使用料は，使用料（割増しを受けている場合は割増し後の使用料，減額を受けている場合は減額後の使用料）の5割増しの額とする。

5 使用料には，消費税及び地方消費税を含むものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，令和4年4月1日から施行する。

(利根町コミュニティセンター条例の廃止)

2 利根町コミュニティセンター条例（平成17年利根町条例第22号）は，廃止する。

(利根町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正)

3 利根町公共施設の暴力団排除に関する条例（平成20年利根町条例第2号）を、次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

1 利根町庁舎管理規則（平成元年利根町規則第18号）

2 利根町立学校設置条例（昭和52年利根町条例第10号）

3 利根町立図書館条例（平成8年利根町条例第10号）

4 利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例（平成14年利根町条例第29号）

5 利根町立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（昭和57年利根町条例第40号）

6 利根町立柳田国男記念公苑の設置及び管理に関する条例（平成4年利根町条例第16号）

7 利根町立小中学校施設の開放に関する規則（平成15年教育委員会規則第3号）

8 利根町国保診療所設置及び管理に関する条例（平成4年利根町条例第28号）

9 利根町保健福祉センター条例（平成19年利根町条例第19号）

10 利根町農村集落センター条例（平成17年利根町条例第24号）

	<u>11 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例(昭和53年利根町条例第9号)</u> <u>12 利根町緑地運動公園ゴルフ練習場管理条例(平成17年利根町条例第23号)</u> <u>13 利根町民すこやか交流センター条例(平成19年利根町条例第20号)</u>
--	---